

姫路港長との意見交換会を実施しました

平成30年6月22日、海事関係団体等50名の方々に出席を賜り、姫路ポートセンタービルにおいて、姫路港における船舶交通の安全等にかかる意見交換会を開催しました。

本会でのご意見の発表はありませんでしたが、従前に当部に問い合わせのあった下記の質問と回答について紹介しました。

なお、本意見交換会に参加いただいた兵庫県中播磨県民センター姫路港管理事務所から、姫路港旅客ターミナルエリアリニューアル基本計画について説明していただきました。

また、第五管区海上保安本部海洋情報部から「津波シミュレーションマップ等について」、同交通部から「大阪湾等における津波避難ルールの強化について」説明しました。

記

質問1 大型旅客船が入港するとき是一般船舶の通航は禁止されるのか？

回答1 大型旅客船の姫路港への入出港については、平成28年8月から姫路港への大型旅客船受入のための航行安全対策の調査検討委員会により審議を行い、12月に航行安全対策の取りまとめが完了しています。

当該航行安全対策として、大型旅客船が入港する際は、飾磨航路入航時から着岸時まで、出港する際は、離岸から飾磨航路出航までの間、他の船舶と行き会わないよう、また、岸壁前における回頭中は、他の船舶が回頭水域に侵入しないよう、付近岸壁等を利用している事業者には協力を依頼して運航調整を行なうことが重要であるとの提言がなされています。

については、大型旅客船が入港する前に、港湾管理者から事業者の方々に協力依頼がなされる予定です。

質問2 船舶の通航ルート付近の港内泊地に錨泊している船がいて邪魔になるので、移動させることはできないか。

回答2 阪神港の神戸区や大阪区などにおいては、港則法の規定により、総トン数500トン以上の船舶は、事前に港長から停泊場所の指定を受けられないこととなっていますが、姫路港においては、危険物積載船のみ停泊場所の指定が必要な船舶となっており、その他の船舶は船長の判断で泊地において随時、停泊が可能となっています。

港則法では、航路内では投錨してはならないとの規制、岸壁や棧橋付近、河川や運河等の狭い水路及び船だまりの入口付近などにみだりに停泊してはならないとの規制がありますが、その他の規制はありません。

このため、他の船舶の通航に支障を生じるおそれがある場所に停泊している船舶については、船長にその旨を説明して移動をお願いベースで

求めることとしています。

事業者の皆様からも、船舶乗組員の方々に、泊地で錨泊する場合は航路の近くや岸壁へのルートを避け、他の船舶の支障とならない場所に停泊するようご指導をお願いいたします。

意見交換会の様子

